

# 北区国際交流・協力ボランティア事業実施要綱

8 北産国第 277 号平成 9 年 3 月 25 日区長決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、北区の国際化推進に協力することを希望する区民等を北区国際交流・協力ボランティア（以下「ボランティア」という。）に登録し、区が実施する諸事業への参加を促すことにより、地域の国際化及び国際交流・協力の推進に資することを目的とする。

## (名称)

第 2 条 ボランティアは、その愛称を K-VOICE（「kita-ku volunteers of international cooperation & exchange」の略称）とする。

## (対象事業)

第 3 条 ボランティアは、次に掲げる事業で、第 1 条の目的に合致するのを、その活動の対象とする。

- (1) 通訳・翻訳協力
- (2) 広報紙編集協力
- (3) 国際化関連事業などへの参加・運営協力
- (4) 災害時における通訳協力
- (5) その他、区長が特に必要と認めたもの

## (除外事業)

第 4 条 対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、この要綱によるボランティアの参加の対象とはしないものとする。

- (1) 営利活動に関すること。
- (2) 政党活動に関すること。
- (3) 宗教活動に関すること。
- (4) その他、第 1 条の目的に反すること。

## (登録要件)

第 5 条 ボランティアは、第 1 条の目的に合致し、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 国際交流・協力を理解と熱意があること。
- (2) 区が登録者を対象として実施する説明会及び研修会等へ参加できること。
- (3) 区の要請に応じて随時活動ができること。

## (登録)

第 6 条 ボランティアとして登録しようとする者は、北区国際交流・協力ボランティア登録申請書（別記様式 1）により、区長に申し込まなければならない。

2 区長は、前項の規定による申し込みがあったときは、内容を確認の上、北区国際交流・協力ボランティア登録者名簿に登録するものとする。

## (登録の取消し)

第 7 条 区長は、ボランティアが第 5 条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は辞退を申し出たときは、当該登録を取り消すものとする。

(ボランティアの派遣及び協力申込み)

第8条 ボランティアのうち、語学の堪能な者を、通訳及び翻訳ボランティアとして活用することができる。

2 通訳及び翻訳業務でボランティアの派遣（電話又はインターネットを利用する方法によるものを含む。以下「派遣」という。）を受けることができる者は区内に住所を有する法人、団体等（以下「法人等」という。）とし、法人等が派遣を受けようとするときは、北区国際交流・協力ボランティア派遣申込書（別記様式2）により派遣を必要とする日の1箇月前までに区長に申し込まなければならない。

3 区長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北区国際交流・協力ボランティア派遣決定通知書（別記様式3）により申込みをした法人等に通知するものとする。

4 課の事務事業に係る通訳及び翻訳業務でボランティアの協力（電話又はインターネットを利用する方法によるものを含む。以下「協力」という。）を受けようとする課長は、北区国際交流・協力ボランティア協力申込書（別記様式4）により地域振興部国際交流・多文化共生推進担当課長（以下「国際交流・多文化共生推進担当課長」という。）に申し込まなければならない。

5 国際交流・多文化共生推進担当課長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北区国際交流・協力ボランティア協力決定通知書（別記様式5）により申込みをした課長に通知するものとする。

(ボランティアの派遣及び協力)

第9条 区長は、区主催の行事においてボランティアが必要となったとき、又は前条第3項の規定により派遣を決定したときは、名簿の中から適当な者を選定し、依頼するものとする。

2 国際交流・多文化共生推進担当課長は、前条第5項の規定により協力を決定したときは、名簿の中から適当な者を選定し、依頼するものとする。

(謝礼)

第10条 ボランティアが通訳及び翻訳業務を行ったときは、予算の範囲内で、別表に定めるとおり謝礼を支給することができる。

2 ボランティアは、前項の謝礼の交付を受けようとするときは、北区国際交流・協力ボランティア派遣報告書兼通訳等謝礼請求書（別記様式6）又は北区国際交流・協力ボランティア協力報告書兼通訳等謝礼請求書（別記様式7）により、区長に対し請求しなければならない。

(報償費の支払停止等)

第11条 ボランティアが、不正な方法により報償費の請求若しくは受領をしようとし、又は受領した場合は、区長は、報償費の支払を停止し、又は支払われた謝礼を返還させるものとする。

(研修会)

第12条 区長は、この事業の適正かつ円滑な運営を図るため、ボランティアを対象とした研修会等を適宜行うものとする。

(守秘義務)

第13条 登録者は、活動上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。第7条の規定による登録の取消を受けた後も、また、同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年3月25日から施行する。
- 2 「北区外国語通訳協力員派遣事業実施要綱」は廃止する。

付 則（平成16年6月22日助役専決 16 総総第7014号）

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年5月20日助役専決 17 総総第7018号）

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付 則（平成27年3月30日副区長専決 26 総総第4575号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月8日副区長専決 3 北総総第5184号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の北区国際交流・協力ボランティア事業実施要綱別記様式1、様式2、様式4及び様式7の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和7年3月28日区長決裁6 北総総第5819号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月16日副区長専決7 北総総第5588号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の北区国際交流・協力ボランティア事業実施要綱別記様式1、様式4、様式5及び様式6の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第10条関係)

種 別	単 位	謝礼金額
通 訳	1時間	2,000円
翻 訳	1,500字※	2,000円

※日本語を基準とした文字数とし、概ねワープロ原稿A4版1枚を目安とする。